

茄子作南地区地区計画について (地区計画の内容)

1. 地区計画の方針

| | | |
|-----------------|------------|---|
| 名称 | 茄子作南地区地区計画 | |
| 位置 | 枚方市茄子作南町地内 | |
| 面積 | 約2.4ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 当地区は、枚方市の南部に位置し、都市計画道路大阪枚方京都線（第二京阪道路）と近接しており交通条件に恵まれた地区である。 地区計画の策定により、隣接する交野市域と含めて一体的に実施される土地区画整理事業によって整備される道路などの都市基盤を活かして、広域交通網を利用した土地利用を誘導することで地域産業の活性化を図るとともに、緑豊かで産業立地にふさわしい街並みを創出し、本地区を魅力ある都市拠点とすることを目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | 広域的な道路交通条件や周辺の工業地との調和を図るため、工業等の産業系の土地利用を図り、機能的かつ自然環境に恵まれた産業の拠点を形成する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 第二京阪道路の沿道にふさわしい景観や良好な利用環境を形成するため、建築物の用途、かき又はさくの構造等に留意して整備を行う。 やすらぎと潤いのある環境を形成するため、敷地内の積極的な緑化に努める。 |

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

| | | |
|------------|--------------|--|
| 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ <u>を</u> ）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2（ <u>わ</u> ）項第2号、第3号及び第8号に掲げるもの |
| | かき又はさくの構造の制限 | 道路に面する側に、かき又はさくを設ける場合は、生垣若しくは透視可能なものとする。 ただし、道路境界線までの距離を1m以上とし、道路沿いに幅1m以上の植栽帯を施す場合はこの限りではない。 なお、植栽帯については中高木の植樹に努めるものとする。 |
| | 建築物の緑化率の最低限度 | 建築物の緑化率の最低限度は、100分の20とする。 |

(注) 下線部は建築基準法の改正に伴い、補正した箇所を示す。